

学則（案）

仙台青葉学院大学 学則

第1章 総則

（本学の目的）

第1条 仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）は、学校教育法及び建学の精神に基づき、豊かな人間性を備え、深い専門性と実践力を身につけ、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価及び認証評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部、学科、修業年限及び定員

（学部、学科、修業年限及び定員）

第4条 本学の学部、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻	修業年限	入学定員	総定員
看護学部	看護学科	4年	90人	360人
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	4年	100人	400人
	理学療法学専攻 作業療法学専攻		70人 30人	280人 120人

（学部及び学科の目的）

第5条 看護学部看護学科は、人間愛を根底とする豊かな人間性と生命の尊厳に基づく高い倫理観を備え、確かな専門的な知識、技術、分析力、判断力からなる看護実践能力を身につけ、生涯にわたり学び続けながら地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。

2 リハビリテーション学部リハビリテーション学科は、人間愛を根底とする豊かな人間性と生命の尊厳に基づく高い倫理観を備え、リハビリテーション専門職としての確かな専門的な知識、技術、分析力、判断力からなる実践能力を身につけ、生涯にわたり学び続けながら地域の保健医療福祉の向上に貢献できる理学療法士及び作業療法士を養成することを目的とする。

（在学期間）

第6条 本学に在学する期間は、修業年限の2倍に相当する年数を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第8条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 4月1日
 - (4) 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日に関しては、別に定める。
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日を変更し、又臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認めた場合は、第1項に規定する休業日において、授業を行うことができる。

第4章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項第9号に関して必要な事項は、別に定める。

(入学願書及び入学選考)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 入学願書を提出した者について、本学は、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行う。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条第2項の選抜の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(転入学)

第13条 本学に転入学を希望する者には、本学は、相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 前項の許可並びに転入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第14条 本学を退学した者が再入学を願い出た場合には、本学は、これを許可することがある。

- 2 前項の許可並びに再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第15条 引続いて3ヶ月以上修学することができない者は、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。なお、疾病を事由とする場合には、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は原則として1年以内とする。ただし、学長が特別の事情であると認めたときには、その期間を引き続き更に1年まで延長することができる。
- 4 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
- 5 休学期間は第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学の事由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより、復学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を受けなければならない。なお、疾病を事由とする休学の復学に際しては、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除籍等)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 本条に規定するものの他、学生の除籍及び復籍に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第19条 外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。第28条第2項において同じ。）で学修することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条に定める計画的な履修に必要な期間として取り扱うことができる。

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第20条 本学は、大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

(教育課程の編成方法)

第21条 本学は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 本学の教育課程は、別表第一のとおりとする。

(履修方法)

第22条 学生は、履修しようとする授業科目を期日までに学長に届けなくてはならない。

2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

3 前項の規定にかかわらず、本学は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

4 本条に規定するものの他、授業科目の履修方法に関して必要な事項は、別に定める。

(単位)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 1科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修の評価及び単位の認定)

第24条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する。

- 2 評価及び単位の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行うことにより履修させることができる。
- 3 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、第35条に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の更なる改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に規定するものの他、大学、専門職大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項の規定により特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
 - 4 前3項に規定するものの他、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第31条 本学は、学生が職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第32条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者には、本学の教育の支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 本学は、科目等履修生に、第24条の規定を準用して単位を認定することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

- 第33条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の聴講を希望するものには、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 本学は、聴講生に、第24条の規定による単位は認定しない。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(単位互換学生)

- 第34条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者には、単位互換協定に基づき単位互換学生として履修を許可することができる。
- 2 本学は、単位互換学生に、第24条の規定を準用して単位を認定することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第35条 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人には、本学は、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業要件)

第36条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し、下表に定める単位を修得しなければならない。ただし、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた年数以上とする。

学部	学科・専攻	卒業要件単位
看護学部	看護学科	124単位以上
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	129単位以上 129単位以上

(卒業認定)

第37条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会及び運営協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第38条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

学部	学科・専攻	学位
看護学部	看護学科	学士（看護学）
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	学士（理学療法学） 学士（作業療法学）

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金及び授業料

(入学金、授業料その他の納付金)

第39条 本学の入学金及び授業料は、次のとおりとする。

学部・学科	納入時期	入学金	授業料	合計
看護学部 看護学科	1年次	250,000	1,560,000	1,810,000
	2年次	—	1,560,000	1,560,000
	3年次	—	1,560,000	1,560,000
	4年次	—	1,560,000	1,560,000
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	1年次	250,000	1,640,000	1,640,000
	2年次	—	1,640,000	1,640,000
	3年次	—	1,640,000	1,640,000
	4年次	—	1,640,000	1,640,000

- 2 前項にかかるわらず、2年次以降の学費については、経済情勢の変化に応じて金額を改定する場合がある。

3 前項に定めるものの他、納付金に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 職員

(職員)

- 第40条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員を置く。
- 2 前項の職員の他、副学長、副学部長、副学科長、技術職員、その他の職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長の職務を助ける。

第9章 教授会等

(教授会等)

- 第41条 学長の諮問機関として、本学に運営協議会を置く。
- 2 運営協議会の下に、教授会及び各種全学委員会を置く。
 - 3 教授会等の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

- 第42条 表彰に値する行為があった学生は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が表彰することがある。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第43条 学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生は、教授会及び運営協議会の議を経て学長が懲戒することができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

- 第44条 本学に図書館を置く。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

- 第45条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

第13章 学則の変更

(学則の変更)

第46条 この学則を変更しようとするときは、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附 則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。

学則別表第一

(看護学部看護学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
教養科目	言語・情報系	日本語表現法	1				○
		英語 I	1			○	
		英語 II	1			○	
		英語 III		1		○	
		情報処理 I	1			○	
		情報処理 II	1			○	
		ICT活用技術		1		○	
	人文科学系	哲学	1			○	
		生命倫理学	1			○	
		心理学	1			○	
		教育心理学		1		○	
		宗教と民族		1		○	
	社会科学系	人間関係論		1		○	
		法学入門	1			○	
		日本国憲法		2		○	
		経済と政策	1			○	
		教育学概論		1		○	
	自然科学系	社会学		1		○	
		社会保障論	1			○	
		物理学	1			○	
		生物学	1			○	
		自然環境と災害	1			○	
専門基礎科目	人体の構造と機能	統計学入門	1			○	
		健康スポーツ I		1		○	
		健康スポーツ II		1			○
		教養科目 計	15	11			—
		人体構造と機能 I	2			○	
		人体構造と機能 II	2			○	
		人体構造と機能 III	2			○	
	疾病の成り立ちと回復の促進	生化学	1			○	
		微生物学	1			○	
		栄養学	1			○	
		病理学	1			○	
		病態治療学 I	2			○	
	健康支援と社会保障制度	病態治療学 II	2			○	
		病態治療学 III	2			○	
		病態治療学 IV	2			○	
		看護薬理学	2			○	
		公衆衛生学	1			○	
	健康支援と社会保障制度	疫学		1		○	
		保健情報論		2		○	
		保健医療福祉行政論	2			○	
		チームアプローチ入門	1			○	
		専門基礎科目 計	24	3	0		—

(看護学部看護学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
基礎看護学	看護学概論	2			○		
	看護倫理	1			○		
	看護過程論	2			○		
	基礎看護技術 I	1			○		
	基礎看護技術 II	2				○	
	基礎看護技術 III	1				○	
	基礎看護技術 IV	2				○	
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学概論 I	1			○		
	地域・在宅看護学概論 II	1			○		
	地域・在宅看護学援助論	2			○		
	地域・在宅看護学援助方法	1				○	
	地域包括ケア論	1			○		
成人看護学	成人看護学概論	1			○		
	成人看護学援助論	2			○		
	成人看護学援助方法	2				○	
老年看護学	老年看護学概論	1			○		
	老年看護学援助論	2			○		
	老年看護学援助方法	1				○	
小児看護学	小児看護学概論	1			○		
	小児看護学援助論	2			○		
	小児看護学援助方法	1				○	
母性看護学	母性看護学概論	1			○		
	母性看護学援助論	2			○		
	母性看護学援助方法	1				○	
精神看護学	精神看護学概論	1			○		
	精神看護学援助論	2			○		
	精神看護学援助方法	1				○	
看護の基盤と応用	看護過程展開方法	1				○	
	家族支援論	1			○		
	救急救命学		2		○		
	クリティカルケア看護学		1		○		
	周術期看護論	2			○		
	リハビリテーション論		2		○		
	緩和ケア論	1			○		
看護の統合と実践	医療安全管理論	1			○		
	災害看護論	2			○		
	看護管理論	1			○		
	国際看護論		1		○		
	スタートアップセミナー	1				○	
	キャリアデザインセミナー	1			○		
	看護研究 I	1			○		
	看護研究 II	1				○	
	看護学総合講義	2			○		
臨地実習	基礎看護学実習 I	1					○
	基礎看護学実習 II	2					○
	地域・在宅看護学実習 I	1					○
	地域・在宅看護学実習 II	1					○
	領域横断看護実習	3					○
	成人看護学実習	3					○
	老年看護学実習	3					○
	小児看護学実習	2					○
	母性看護学実習	2					○
公衆衛生看護学	精神看護学実習	2					○
	統合実習	3					○
	公衆衛生看護学概論		1		○		
	公衆衛生看護学援助論 I		2		○		
	公衆衛生看護学援助論 II		2		○		
	公衆衛生看護学援助方法		1			○	
	公衆衛生看護管理論		2		○		
公衆衛生看護学実習 I			1			○	
公衆衛生看護学実習 II			3			○	
専門科目 計		76	18	0		—	
総計		115	32	0		—	

学則別表第一

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
教養科目	言語・情報系	日本語表現法	1				○
		英語 I	1			○	
		英語 II	1			○	
		英語 III		1		○	
		情報処理 I	1			○	
		情報処理 II	1			○	
		ICT活用技術		1		○	
	人文科学系	哲学	1			○	
		生命倫理学	1			○	
		心理学	1			○	
教養科目	社会科学系	教育心理学	1			○	
		宗教と民族		1		○	
		人間関係論	1			○	
		法学入門	1			○	
		日本国憲法		1		○	
	自然科学系	経済と政策	1			○	
		教育学概論	2			○	
		社会学		1		○	
		社会保障論		1		○	
		物理学	1			○	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	生物学	1			○	
		自然環境と災害	1			○	
		統計学入門	1			○	
		健康スポーツ I		1		○	
		健康スポーツ II		1			○
		教養科目 計	18	8	0	—	
		解剖学 I	2			○	
		解剖学 II	2			○	
		解剖学演習	1			○	
		解剖学実習	1				○
		生理学 I	2			○	
		生理学 II	2			○	
	運動学	生理学実習	1				○
		運動学総論	1			○	
		運動学演習 I	1				○
		運動学演習 II	1			○	
		運動学実習	1				○
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	機能解剖学実習	1				○
		臨床運動学	2			○	
		人間発達学	1			○	
		薬理学	1			○	
		病理学	1			○	
		小児科学	1			○	
		老年学	1			○	
		内科学	2			○	
		神経学	2			○	
		整形外科学	2			○	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	精神医学	2			○	
		臨床心理学	1			○	
		栄養学	1			○	
		救急救命学	1			○	
		公衆衛生学	1			○	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	言語聴覚療法概論	1			○	
		臨床検査・画像診断学	1			○	
		リハビリテーション概論	2			○	
		チームアプローチ入門	1			○	
		保健医療福祉連携論	1			○	
	専門基礎科目 計		41	0	0	—	

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門科目	基礎理学療法学	理学療法学概論	2			○		
		トランスレーショナルセミナーⅠ	1			○		
		トランスレーショナルセミナーⅡ	1			○		
		トランスレーショナルセミナーⅢ	1			○		
		トランスレーショナルセミナーⅣ		1		○		
		理学療法研究法Ⅰ	1			○		
		理学療法研究法Ⅱ		2		○		
	理学療法管理学	理学療法管理学	2			○		
	理学療法評価学	理学療法評価学	1			○		
		基礎理学療法評価学実習	1				○	
		運動器障害理学療法評価学実習	1				○	
		神経障害理学療法評価学実習	1				○	
		内部障害理学療法評価学演習	1			○		
		理学療法評価学総合実習	1				○	
専門科目	理学療法治療学	運動器障害理学療法学	2			○		
		運動器障害理学療法学演習	2			○		
		神経障害理学療法学	2			○		
		神経障害理学療法学演習	2			○		
		高次脳機能障害学	1			○		
		内部障害理学療法学	2			○		
		内部障害理学療法学演習	2			○		
		神経筋疾患理学療法学	2			○		
		小児理学療法学	1			○		
		物理療法学	2			○		
		物理療法学演習	1			○		
		義肢装具学	2			○		
		義肢装具学演習	1			○		
		日常生活活動学	2			○		
		日常生活活動学実習	1				○	
専門科目	臨床実習	予防理学療法学	2			○		
		スポーツ理学療法		2			○	
		疼痛理学療法		1		○		
		先端理学療法		1		○		
		臨床実習Ⅰ(体験実習)	1				○	
地域理学療法学	地域理学療法学	臨床実習Ⅱ(評価実習)	4				○	
		臨床実習Ⅲ(総合実習)	7				○	
		臨床実習Ⅳ(総合実習)	7				○	
特別演習	地域理学療法学	地域理学療法学	1			○		
		地域理学療法学演習	1			○		
		生活環境論	1			○		
	特別演習	理学療法学総合演習Ⅰ	1				○	
		理学療法学総合演習Ⅱ	1				○	
専門科目 計		66	7	0		—		
総計		125	15	0		—		

学則別表第一

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
教養科目	言語・情報系	日本語表現法	1				○
		英語 I	1			○	
		英語 II	1			○	
		英語 III		1		○	
		情報処理 I	1			○	
		情報処理 II	1			○	
		ICT活用技術		1		○	
	人文科学系	哲学	1			○	
		生命倫理学	1			○	
		心理学	1			○	
		教育心理学	1			○	
		宗教と民族		1		○	
		人間関係論	1			○	
教養科目	社会科学系	法学入門	1			○	
		日本国憲法		1		○	
		経済と政策	1			○	
		教育学概論	2			○	
		社会学		1		○	
		社会保障論		1		○	
	自然科学系	物理学	1			○	
		生物学	1			○	
		自然環境と災害	1			○	
		統計学入門	1			○	
		健康スポーツ I		1		○	
		健康スポーツ II		1			○
	教養科目 計		18	8	0	-	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学 I	2			○	
		解剖学 II	2			○	
		解剖学演習	1				○
		解剖学実習	1				○
		生理学 I	2			○	
		生理学 II	2			○	
		生理学実習	1				○
		運動学総論	1			○	
		運動学演習 I	1				○
		運動学演習 II	1			○	
		運動学実習	1				○
		機能解剖学実習	1				○
		臨床運動学	2			○	
		人間発達学	1			○	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	薬理学	1			○	
		病理学	1			○	
		小児科学	1			○	
		老年学	1			○	
		内科学	2			○	
		神経学	2			○	
		整形外科学	2			○	
		精神医学	2			○	
		精神医学演習	1				○
		臨床心理学	1			○	
		栄養学	1			○	
		救急救命学	1			○	
		公衆衛生学	1			○	
		言語聴覚療法概論	1			○	
		臨床検査・画像診断学	1			○	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	2			○	
		チームアプローチ入門	1				○
		保健医療福祉連携論	1				○
	専門基礎科目 計		42	0	0	-	

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
基礎作業療法学	作業療法学概論	1			○		
	基礎作業学	1			○		
	基礎作業学演習 I	1				○	
	基礎作業学演習 II		1			○	
	トランスレーショナルセミナー I	1				○	
	トランスレーショナルセミナー II	1				○	
	トランスレーショナルセミナー III	1				○	
	トランスレーショナルセミナー IV		1			○	
	作業療法研究法 I	1			○		
	作業療法研究法 II		2			○	
作業療法管理学	作業療法管理学	2			○		
作業療法評価学	作業療法評価学	1			○		
	身体障害作業療法評価学演習 I	1				○	
	身体障害作業療法評価学演習 II	1				○	
	精神障害作業療法評価学演習	1				○	
専門科目	高次脳機能障害作業療法評価学演習	1				○	
	作業療法理論	2			○		
	身体障害作業療法学 I	2			○		
	身体障害作業療法学 II	2			○		
	身体障害作業療法学演習	2				○	
	精神障害作業療法学	2			○		
	精神障害作業療法学演習	1				○	
	高齢期作業療法学	1			○		
	高齢期作業療法学演習	1				○	
	発達障害作業療法学	1			○		
	高次脳機能障害作業療法学	1			○		
	日常生活活動学	2			○		
	義肢装具学	2			○		
	福祉レクリエーション論		1		○		
臨床実習	先端作業療法		1		○		
	臨床実習 I (体験実習)	2					○
	臨床実習 II (評価実習)	5					○
	臨床実習 III (地域実習)	1					○
	臨床実習 IV (総合実習)	9					○
地域作業療法学	臨床実習 V (総合実習)	9					○
	地域生活支援論	1			○		
	地域作業療法学	1			○		
	職業リハビリテーション論 I	1			○		
	職業リハビリテーション論 II		1		○		
	生活環境論	1			○		
特別演習	福祉住環境論		1		○		
	作業療法学総合演習 I	1				○	
	作業療法学総合演習 II	1				○	
専門科目 計		65	8	0		—	
総計		125	16	0		—	

教授会規程（案）

仙台青葉学院大学 運営協議会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第41条第1項の規定に基づき、仙台青葉学院大学運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

（組織）

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長室長
- (4) 学部長
- (5) 各種全学委員会委員長
- (6) 事務局長

2 運営協議会の下に、教授会及び各種全学委員会を置く。

（審議事項）

第3条 運営協議会は、学長が諮問する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学則その他学内諸規程に関する事項
- (2) 教授会及び各種全学委員会から上申された事項
- (3) その他学長が運営協議会の意見を求める事項

（議長等）

第4条 学長は運営協議会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した者は、議長を代行できる。

（議案の提出）

第5条 運営協議会の議案の提出は、学長が行う。

（定足数）

第6条 運営協議会は、構成員（次に掲げる者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- (1) 休職中の者
- (2) 海外渡航中の者
- (3) 長期出張中の者

（議決）

第7条 運営協議会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係教職員を出席させ意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 運営協議会での議決は、直近の教授会に報告するものとする。

(議事録)

第10条 議長は、運営協議会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び運営協議会において選任した2名が署名押印し、常にこれを事務局に備えて置かなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第41条第2項の規定に基づき、仙台青葉学院大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

（組織）

第2条 教授会は、学部毎に設置し、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 専任の教授、准教授、講師及び助教

（審議事項）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

（議長等）

第4条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学部長が指名した者は、議長を代行できる。

（議案の提出）

第5条 教授会の議案の提出は、学部長が行う。

（定足数）

第6条 教授会は、構成員（次に掲げる者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- (1) 休職中の者
- (2) 海外渡航中の者
- (3) 長期出張中の者

（議決）

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係教職員を出席させ意見を聞くことができる。

(上申)

第9条 第3条に掲げる審議内容については、直近の運営協議会へ上申するものとする。

(議事録)

第10条 議長は、教授会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び教授会において選任した2名が署名押印し、常にこれを事務局に備えて置かなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。